

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年9月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000006号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000013号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年6月

私の夫(訂正請求記録の対象者)がA社に勤務した期間のうち、請求期間に係る賞与の記録がないので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社は、保存期間経過により訂正請求記録の対象者の請求期間に係る賃金台帳等の関連資料を保存していないと回答している上、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る賞与明細書等の資料を所持していないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る標準賞与額の決定の基礎となる賞与額及び当該賞与に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る平成22年分給与所得の源泉徴収票から、A社における平成22年に係る支払金額及び社会保険料控除額それぞれの年間総額は確認できるものの、その内訳は不明であることから、請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

さらに、A社が加入していたC健康保険組合は、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る賞与記録はない旨回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000011号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000014号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年3月21日から同年4月1日まで
② 昭和62年5月31日から同年6月1日まで

私は、両請求期間について、A社附属Cセンター(現在は、B社附属Cセンター。以下「Cセンター」という。)に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、両請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る雇用保険の加入記録により、請求者は両請求期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社及びCセンターは、両請求期間当時の資料が残っていないため、請求者の両請求期間に係る在籍及び厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、請求者は、両請求期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の両請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、Cセンターが設立される1年前の昭和57年以後、A社において厚生年金保険の被保険者記録が複数あり、資格喪失日が3月21日である記録を有する者は56名(請求者を除く。)おり、月末で被保険者資格を喪失している者は14名確認できるが、資格喪失日は必ずしも雇用保険の加入記録と一致していない。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、厚生年金保険の被保険者記録が複数あり、A社又はCセンターにおいて非常勤職員として勤務していたと思われる21名の同僚に自身の勤務実態について照会を行ったところ、回答及び陳述を得られた12名のう

ち10名が、当時、非常勤職員については、年度（当年4月1日から翌年3月20日まで）ごとの雇用契約を繰り返した旨陳述しており、そのうちの4名は21日以降又は月末に休みを取らされた旨陳述している。

加えて、上記21名に自身の厚生年金保険料の控除について照会を行ったところ、12名から回答及び陳述を得られたが、保険料が控除されていたことをうかがわせる回答及び陳述は得ることができなかった。

このほか、請求者の両請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として両請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。